

議第53号

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表滋賀県立三島池ビジターセンターの項を削る。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

自然公園施設等は、次に掲げる業務を行う。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。